

RE100でんき

電気供給契約サービス内容説明書



■対象となるプラン

九州電力 従量電灯B、
スマートファミリープランに相当

RE100でんき B

一般のご家庭向けプラン

季節や時間帯に関係なく、
ご使用量ごとに段階的に
料金を設定しています。

区分	単位	単価
基本料金	10アンペア	236.60
	15アンペア	382.40
	20アンペア	473.20
	30アンペア	764.80
	40アンペア	1,056.40
	50アンペア	1,348.00
	60アンペア	1,639.60
電力量料金	最初の120kWhまで	17.08
	120kWh超過300kWhまで	21.90
	300kWh超過分	22.96
環境価値	1契約	480.00

九州電力 季時別電灯に相当

RE100でんき K

オール電化のご家庭向けプラン

季節や時間帯毎に単価を
設定しております。

※現在九州電力の「季時別電灯」をご契約中の方のみご契約頂けます。

区分	単位	単価	
基本料金	契約電力が6kVA以下の場合	792.00	
	契約電力が6kVAをこえる場合	10kVAまで	1,232.00
		10kVA超過分 1kVA当たり	297.00
電力量料金	デイトタイム	夏季	34.78
		他季	28.92
	リビングタイム		23.24
	ナイトタイム		11.89
	環境価値	1契約	480.00

九州電力 電化でナイトセレクトに相当

RE100でんき N

オール電化のご家庭向けプラン

夜間帯に多くの電気をご利用される
お客様におすすめのプラン。
季節や時間帯毎に単価を設定しております。

区分	単位	単価	
基本料金	契約電力が10kW以下の場合	1,510.00	
	契約電力が10kWをこえる場合	15kWまで	4,210.00
		15kW超過分	540.00
電力量料金	平日昼間	夏冬	26.05
		春秋	23.31
	休日昼間	夏冬	20.73
		春秋	17.50
	夜間		12.97
	環境価値	1契約	480.00

※100%再生可能電力に取り組む、世界で最も影響力のある企業をまとめるグローバルイニシアチブ（企業連合）。現在、日本でも名だたる企業が加盟し100%を目指しています。

■ 料金計算方法

電気料金は料金表に定める契約種別ごとに、契約電流・契約容量・契約電力の大きさで決まる**基本料金**と、使用電力量に応じて計算する**電力量料金**に、**再生可能エネルギー発電促進賦課金**を加えて計算いたします。

また、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて**燃料費調整額**を加算または差し引きして計算いたします。

※ 全く電気を使用しない場合の基本料金は**半額**となります。環境価値額は加算されません。

※ 請求書の郵送を希望されるお客さまには**別途手数料** 110 円(税込)を申し受けます。

■ 電気料金計算例

『電気料金』 + 『環境価値額』

(『電気料金』 = 『基本料金』 + 『電力量料金』 + 『燃料費調整額』 + 『再エネ賦課金』)

RE100 でんき B の場合 (ご契約電流 : 40A、1 ヶ月の使用電力量 : 370kWh の場合)

項目	区分	(A) 単価	(B) 数量	(A × B) 金額
基本料金	40A	11,056.40 円	—	1,056.4 円
電力量料金	120kWh まで	17.08 円	120	2,049.6 円
	120~300kWh	21.90 円	180	3,942.0 円
	300kWh 以上	22.60 円	70	1,582.0 円
燃料費等調整額	使用電力量×単価	-1.77 円 (年調費等)	370	-654.9 円 ※ (注1)
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	使用電力量×単価	3.36 円	370	1,243.2 円 ※ (注2)
電気料金				9,218 円
環境価値額	再生可能エネルギーの 環境価値 (CO ₂ フリー電気)	480.00 円	—	480.0 円
合計金額				9,698 円

※ (注1) 令和3年3月分の単価で計算

※ (注2) 令和3年度の単価で計算

電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

お客さまが検針日以外の日より電気の使用を開始(もしくは廃止)した場合は、当社の供給約款(IV-19.日割計算)に基づき基本料金、電力量料金の日割計算を行います。

その他、電気料金の算定方法の詳細は、当社の供給約款(IV料金の算定および支払い)に準じます。

検針日、使用電力量の計量および電気料金の算定期間

- ①検針日 検針日は、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が定めます。
なお、当社は、あらかじめお客さまにこの検針日をお知らせいたします。
- ②使用電力量の計量
使用電力量の計量は、1ヶ月ごとに一般送配電事業者の計量器により計量した値といたします。
- ③電気料金の算定期間
原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
ただし、お客さまが電気の使用を開始(もしくは廃止)した場合は開始した日～検針日の前日(もしくは検針日～廃止した日の前日)の期間となります。

その他の事項については、『電気供給契約・余剰電力買取サービス説明書』よりご確認ください。